

消防予第 154 号
平成 6 年 6 月 16 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

2 層 3 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について(通知)

2 層 3 段の自走式自動車車庫(1 階部分、2 階部分及び屋上部分を自動車の駐車のために供し、屋上等に駐車する場合の移動を、自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。)のうち、建築基準法の規定が予想しない建築材料、構造方法が用いられているもの(原則として外壁を設けず、屋上の床及び 2 階の床をエキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の鋼板製床板で造った開放性の高い鉄骨プレハブ構造のもの)にあつては、建設省において、建築基準法第 38 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく建設大臣の認定を行うこととされたところであるが、当該認定を受けた 2 層 3 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置の取扱いについて下記のとおり定めたので通知する。

ついては、貴職におかれては、管下市町村にその旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしくご指導願いたい。

記

1 消火設備の設置について

消防法施行令第 13 条第 1 項の規定により、1 階が 500 m²以上のもの、2 階が 200 m²以上のもの又は屋上部分が 300 m²以上のものには、当該部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置することとされているが、屋上の床を兼ねる 2 階天井部分及び 2 階の床を兼ねる 1 階天井部分並びに 1 階側壁面及び 2 階側壁面に有効な開放性が確保されていることから、移動式の消火設備とすることができること。

2 自動火災報知設備の設置について

消防法施行令第 21 条第 1 項第 4 号の規定により、延べ面積が 500 m²以上のものには自動火災報知設備を設置することとされているが、2 層 3 段の自走式自動車車庫の各層は、有効な開放性が確保されていることから、管理人室等常時人のいる場所若しくは入口等の利用者の目に触れやすい場所に、消防機関へ通報するための非常通報装置又は電話を設置することを条件として、消防法施行令第 32 条の規定を適用し、自動火災報知設備の設置を免除することができること。